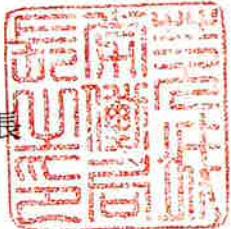


茨労発基 1110 第2号の2  
令和4年11月10日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 茨城県支部  
代表者 殿

茨城労働局長



### 令和4年度年末年始労働災害防止強化運動の推進について（要請）

初冬の候、貴団体におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、格別の御理解、  
御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内における労働災害の発生状況は、10月末現在、休業4日以上の死傷者  
数は新型コロナウイルス感染症による罹患者を除くと前年よりやや減少しているもの  
の、事故の型別の「転倒」が第三次産業を中心に増加し、また、全体としても高止まり  
の状況にあります。死亡者数については25人で、令和3年の確定値の22人を既に3人  
超えており、2年連続の増加、さらに業種別では製造業や建設業の増加が顕著であるこ  
とから当局ホームページ上において「死亡災害撲滅に向けた緊急アピール」を掲載する  
等各種広報により周知を図っているところです。

これらの状況に加えて、年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・  
再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実  
施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含  
めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となります。

このため、茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、別紙実施要綱のとおり、令和  
4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）までの間、「令和4年度 年末年始労  
働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）」を展開することといたしました。

つきましては、本強化運動及び実施要綱に記載の事業場の実施事項に関して、  
傘下の会員事業場に対し、広く周知・徹底していただきますよう要請いたします。

#### 【別添資料】

- 資料1 令和4年度年末年始労働災害防止強化運動リーフレット
- 資料2 茨城県内及び全国の労働災害発生状況（令和4年10月末速報値）
- 資料3 令和4年 死亡災害事例（茨城県内、10月末現在）



# 令和4年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

## 1 趣 旨

令和4年10月末現在の茨城県内における労働災害の発生状況は、令和4年中の死亡者数が25人で、令和3年の確定値の22人を既に3人超えており、2年連続の増加、さらに業種別では製造業や建設業の増加が顕著である。令和4年中の休業4日以上の死傷者数は新型コロナウイルス感染症による罹患者を除くと前年よりやや減少しているが、事故の型別の「転倒」が第三次産業を中心に増加し、他の分類においても高止まりの傾向がみられる状況にある。

年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となる。

このような状況を踏まえ、労使双方が力を合わせて一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えるよう、労働災害防止のための取組の強化を図る「令和4年度年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）を以下により展開することとする。

## 2 実施期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）までとする。

## 3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

## 4 実施事項

### (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動に係る要請の実施
- ② 労働局幹部及び労働基準監督署長によるパトロール等の実施
- ③ 建設現場に対する集中的な監督指導の実施
- ④ ホームページ等を通じた強化運動の周知啓発

### (2) 事業場における主な実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ② リスクアセスメントの実施
- ③ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ④ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑤ 火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑧ 安全衛生パトロールの実施
- ⑨ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施

- ⑩ 年末時期の大掃除等を契機とした 5S の徹底
- ⑪ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症防止対策の徹底

### (3) 重点業種別の対策

#### ア 製造業

製造業では、はざまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落防止用器具を使用する。

#### イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、墜落防止対策を中心に、以下に留意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落防止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

#### ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、荷主の理解と協力を得つつ以下に留意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまることのできるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取り扱い、特にテールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを取り扱う場合の安全対策を徹底する。
- ④ ヘルメット（保護帽）を着用する。

#### エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修する等、転倒災害の防止に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を徹底し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑤ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育の実施や腰痛予防体操を実践する。

# 年末年始を無災害で過ごすために



## 令和4年度 年末年始労働災害防止強化運動

中災防年末年始無災害運動スローガン

待ってます 元気なあなた

明るく迎える年末年始

期 間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）

厚生労働省 茨城労働局・労働基準監督署

## ～非定常作業における労働災害防止のために～

機械の立上げや停止の際は特に注意が必要です。

年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等といったいつもと違った作業が多くなります。このため、十分な準備や危険個所の認識共有がされないまま、多くの非定常作業を行なうことが想定されます。

- ・清掃などの際、機械の運転を停止していますか？
- ・機械によるはまれ巻き込まれを防止する囲いを取り外したりしていませんか？
- ・安全装置を無効化していませんか？
- ・補修作業や清掃作業で化学物質のばく露対策を講じていますか？

## ～事業場の実施事項～

- ① 経営トップによる年末・年始の災害防止に関する決意表明
- ② リスクアセスメントの実施
- ③ K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ④ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑤ 転倒、墜落・転落、はまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑥ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑦ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑧ 高年齢労働者の安全と健康確保のための対策の推進
- ⑨ 安全衛生パトロールの実施
- ⑩ 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施
- ⑪ 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底
- ⑫ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底

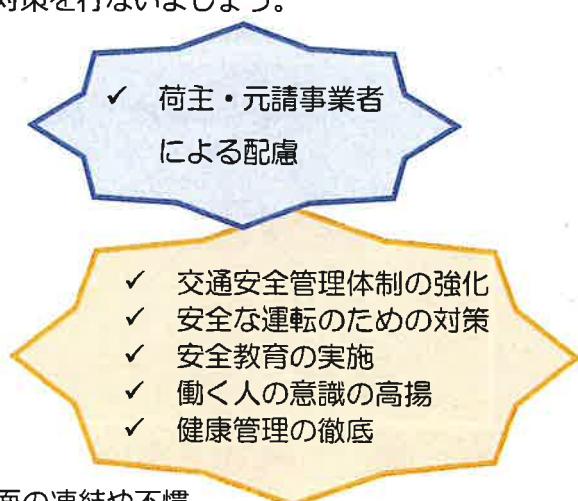
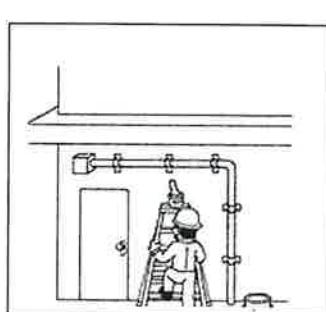


## ～転倒災害防止のために～

近年、転倒災害が増加しており、特に 60 歳以上の労働者が占める割合が高く、休業も長期化する傾向にあることから、高年齢労働者の安全対策（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえた対策が必要です。

特に年末年始は非定常作業が多く、時間の制約がある中での作業を強いられることから、近道行動などが起こりがち。普段は物が置いてないところに物があるだけで転倒災害の要因になります。

忙しい年末年始こそ整理整頓など 4 S 活動に力を入れ事前の対策を行いましょう。



## ～交通労働災害防止のために～

冬期の凍結した路面は特に注意が必要です。

交通労働災害は、全業種で起こりうる災害の一つです。

特に、年末年始は人や物の移動が多くなることに加えて、路面の凍結や不慣れな雪道となることから、交通事故が急増する時期となります。時間に余裕をもって安全な運転をしましょう。

交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守してください。

表1 茨城県内の労働災害発生状況(令和4年)

(令和4年10月末速報値)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R3年 1月～10月	R4年 1月～10月	R3年 1月～10月	R4年 1月～10月	死傷(%)	死亡(%)
計	2,665	3,717	19	25	1,052 (39.5)	6 (31.6)
製造業	682	718	3	8	36 (5.3)	5 (166.7)
食料品	230	203	0	1	-27 (-11.7)	1 (-)
化学	57	75	0	1	18 (31.6)	1 (-)
金属製品	104	109	1	1	5 (4.8)	0 (0.0)
建設業	300	323	7	11	23 (7.7)	4 (57.1)
土木	69	83	1	4	14 (20.3)	3 (300.0)
建築	183	167	6	4	-16 (-8.7)	-2 (-33.3)
その他	48	73	0	3	25 (52.1)	3 (-)
運輸交通業	322	330	1	2	8 (2.5)	1 (100.0)
道路貨物運送業	306	305	0	2	-1 (-0.3)	2 (-)
貨物取扱業	42	43	0	0	1 (2.4)	0 (0.0)
陸上貨物取扱業	35	37	0	0	2 (5.7)	0 (0.0)
農林業	42	43	0	0	1 (2.4)	0 (0.0)
畜産水産業	107	82	1	0	-25 (-23.4)	-1 (-100.0)
商業	360	341	3	1	-19 (-5.3)	-2 (-66.7)
小売業	281	241	1	1	-40 (-14.2)	0 (0.0)
社会福祉施設	243	753	0	0	510 (209.9)	0 (0.0)
飲食店	72	97	0	0	25 (34.7)	0 (0.0)
その他	495	987	4	3	492 (99.4)	-1 (-25.0)

表2 全国の労働災害発生状況(令和4年)

(令和4年10月末速報値)

業種別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R3年 1月～10月	R4年 1月～10月	R3年 1月～10月	R4年 1月～10月	死傷(%)	死亡(%)
計	110,910	183,298	623	584	72,388 (65.3)	-39 (-6.3)
製造業	21,202	22,850	110	115	1,648 (7.8)	5 (4.5)
食料品	6,446	6,475	11	18	29 (0.4)	7 (63.6)
化学	1,702	1,706	10	18	4 (0.2)	8 (80.0)
金属製品	3,098	3,254	19	12	156 (5.0)	-7 (-36.8)
建設業	12,060	12,777	206	210	717 (5.9)	4 (1.9)
土木	3,254	3,383	80	72	129 (4.0)	-8 (-10.0)
建築	6,254	6,360	89	90	106 (1.7)	1 (1.1)
その他	2,552	3,034	37	48	482 (18.9)	11 (29.7)
運輸交通業	13,322	14,229	83	68	907 (6.8)	-15 (-18.1)
道路貨物運送業	11,156	11,388	67	59	232 (2.1)	-8 (-11.9)
貨物取扱業	1,667	1,699	2	8	32 (1.9)	6 (300.0)
陸上貨物取扱業	1,375	1,345	0	7	-30 (-2.2)	7 (-)
農林業	2,032	2,009	37	33	-23 (-1.1)	-4 (-10.8)
畜産水産業	1,239	1,306	14	7	67 (5.4)	-7 (-50.0)
商業	16,156	17,179	51	49	1,023 (6.3)	-2 (-3.9)
小売業	12,235	12,802	27	25	567 (4.6)	-2 (-7.4)
社会福祉施設	13,572	44,520	21	6	30,948 (228.0)	-15 (-71.4)
飲食店	3,647	4,205	2	1	558 (15.3)	-1 (-50.0)
その他	26,013	62,524	97	87	36,511 (140.4)	-10 (-10.3)



## 令和4年 死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 1 1月 17~18時	管理者 50歳代 9年	ガラス・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	グラスウール用の集塵機の上部で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリューコンベアに巻き込まれて死亡した。
			その他の一般動力機械	
No. 2 1月 13~14時	土工 40歳代 23年	その他の土木工事業	切れ・こすれ	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック（はね返り）を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
			その他の一般動力機械	
No. 3 1月 9~10時	作業者・技能者 60歳代 5年	その他の食料品製造業	激突	野菜の入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトの運転席に乗り込もうとした際、運転席のヘッドガードの支柱枠に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
			フォークリフト	
No. 4 1月 8~9時	作業者・技能者 80歳代 23か月	その他の木材・木製品製造業	墜落・転落	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台（高さ52cm）から圧縮機の架台（高さ71cm）に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
			はしご等	
No. 5 2月 17~18時	その他の製造工 50歳代 35年	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と右腕をはさまれて死亡した。
			プレス機械	
No. 6 2月 11~12時	作業者・技能者 50歳代 13年	採石業	墜落・転落	碎砂製造プラントの原料ホッパーで、碎石が詰まったため、詰まりを除去しようとして、ホッパー内に入り、スコップで除去作業を行っていたところ転落し、碎石が崩れたため、碎石の中に埋まり、死亡した。
			建築物・構築物	
No. 7 3月 11~12時	解体工 40歳代 4年	その他の建築工事業	墜落・転落	解体する建物の屋上に設置されていた鋼製の柵を溶断してロープを結び、高さ約10メートルの当該屋上から地上に下ろす作業を行っていた際に墜落し、死亡した。
			開口部	
No. 8 4月 15~16時	その他の職種 70歳代 5年	その他の建設業—その他	交通事故	乗用車を運転して会社へ戻る途中、対向してきたコンクリートポンプ車と正面衝突し、死亡した。
			乗用車・バス・バイク	

N.O. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.9 4月 11~12時	作業者・ 技能者 60歳代 30年	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業	飛来・落下	工場の解体工事現場で、取り外したスレート屋根材を束ねて、2階から1階に下ろす作業をしていたところ、スレート屋根材が落下し、1階で荷の待機をしていた被災者に当たった。
			荷姿の物	
No.10 4月 10~11時	作業者・ 技能者 30歳代 9ヶ月	機械（精密機械を除く）器具製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	プレス機械の金型を取付け作業中、動いてきた台車と集塵機の間にはさまれた。
			プレス機械	
No.11 4月 1~2時	貨物自動車運転者 60歳代 11年	一般貨物自動車運送業	交通事故	4t トラックを運転して国道を走行中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線にはみ出したため、対向車線を走行していた10t トラックと正面衝突した。
			トラック	
No.12 4月 8~9時	作業者・ 技能者 30歳代 3年	ゴム製品製造業	交通事故	フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、フォークリフトが横転し、その下敷きになった。
			フォークリフト	
No.13 5月 8~9時	作業者・ 技能者 50歳代 2年	ゴルフ場	はさまれ・ 巻き込まれ	芝刈り機に乗車して管理専用道路を移動中、コース脇のクリーク（沢）に転落し、芝刈り機の下敷きになった。
			その他の一般動力機械	
No.14 6月 15~16時	作業者・ 技能者 50歳代 30年	道路建設工事業	はさまれ・ 巻き込まれ	高速道路の路盤材に使用するセメントを製造する仮設プラントにおいて、ミキサー内部に入ってミキサー部分の清掃作業を行っていたところ、ミキサー回転部に巻き込まれて死亡した。
			混合機・ 粉碎機	
No.15 6月 10~11時	作業者・ 技能者 50歳代 16年	道路建設工事業	高温・低温の物との接触	国道の歩道脇において、コンクリートブロックの設置作業中、めまいの症状を示したため、休息したもののに回復しないまま意識不明となり、病院に搬送されたが、約2か月後、熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は37.1度を記録していた。
			高温・低温環境	
No.16 7月 9~10時	作業者・ 技能者 70歳代 39年	その他の土木工事業	激突され	工事現場の基礎工事作業中、ドラグショベルの近くで地面を均す作業をしていたところ突然倒れ、病院に搬送されたが、頭部外傷により死亡した。
			掘削用機械	
No.17 7月 14~15時	とび工 20歳代 11年	その他の建築工事業	はさまれ・ 巻き込まれ	高所作業車に乗り、高さ約6mの鉄骨梁に補強材を取り付ける作業中、高所作業車に積んでいた補強材と梁の間に頭部が挟まれた。
			高所作業車	
No.18 7月 10~11時	その他の作業者 20歳代 1年	その他の建設業—その他	高温・低温の物との接触	太陽光発電所建設工事現場で、朝から太陽光発電施設の架台組立、パネル設置の作業を行っていたが、午前の休憩後に体調不良となり病院に搬送され、翌日、熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は34.4度を記録していた。
			高温・低温環境	

令和4年

N.O. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.19 8月 15～16時	販売店員 50歳代 11年	燃料小売業	高温・低温 の物との 接触	ガソリンスタンドにおいて、午前中から給油、洗車作業を行い、午後になって洗濯したウエスを干す作業をしていたところ、倒れているのを発見された。病院に救急搬送されたが熱中症の疑いで死亡した。 当日の最高気温は36.1度を記録していた。
			高温・低温 環境	
No.20 8月 8～9時	貨物自動車 運転者 60歳代 8年	一般貨物 自動車運送業	交通事故	バルク車（飼料運搬車）を運転して走行中、中央線を越えてしまったため、対向してきた路線バスと衝突し、死亡した。バスの運転手と乗客2名が軽傷を負った。
			トラック	
No.21 8月 18～19時	機械修理工 50歳代 4か月	機械修理業	激突され	橋形クレーン（つり上げ荷重7.5t）を用いて荷（重量620kg）のつり上げ作業中、被災者が近くで倒れているのを発見された。何らかの状況で荷が被災者に当たったと思われる。
			クレーン	
No.22 9月 15～16時	作業者・ 技能者 60歳代 8年	と畜業	墜落・転落	工場内において、脚立を用いて清掃作業中、床上に倒れているところを発見され、翌日に収容先の病院で死亡した。
			はしご等	
No.23 9月 6～7時	土工 60歳代 50年	その他の建設業ーその他	交通事故	準中型トラックに2名が同乗し、建設現場に向かうため、高速道路を走行中、左側走行車線で横転し、運転手は重傷、同乗者が死亡した。
			トラック	
No.24 9月 11～12時	作業者・ 技能者 50歳代 35年	建築設備 工事業	墜落・転落	天井の配管を撤去する作業中、高さ約2メートルのダクトの上から転落、死亡した。
			食品加工用 機械	
No.25 10月 13～14時	作業者 30歳代 3年	その他の金属 製品製造業	はまれ・ 巻き込まれ	自動で加工する機械を単独で整備作業中、搬送機と機械装置の間に上半身をはまれた。
			その他の 金属加工用 機械	

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

